

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）</p> <p>第一条の三 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条に規定する民間都市開発事業（防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）で国土交通大臣が定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべき</p>	<p>附則</p> <p>（特定民間都市開発事業に係る地域の特例等）</p> <p>第一条の三 平成二十四年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務については、同号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地の計画的な再開発に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当する事業に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第</p>

ものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）とあるのは「五百平方メートル」と、同号ロ中「地区計画等の区域内」とあるのは「地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例）

第一条の四 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関するもので国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）については、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域とする。

一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の四 平成二十四年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項（前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二条第一項第一号イ中「以上であること」とあるのは、「以上であること。ただし、当該事業が法第十四条の三の認定を受けた事業用地適正化計画（法第十四条の五第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る民間都市開発事業にあつては、五百平方メートル以上であること」とする。